

## 平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 4 回議要旨

### <出席者>

外部評価委員（5名）

卯月部会長（会長）、大塚委員、川俣委員、須貝委員、鍋島委員  
事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1名

説明者（3名）

補助事業 31「住み替え居住継続支援」

32「子育てファミリー世帯居住支援（転入・転居助成）」

33「高齢者等入居支援」

34「災害時居住支援」

35「民間賃貸住宅家賃助成」

36「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」

37「住宅建設資金融資あっ旋利子補給」

43「民有灯の維持助成」

44「商店街灯の維持助成給」

57「細街路拡幅整備助成」

住宅課長、道路課長、建築調整課長

### <開催日>

平成 22 年 7 月 16 日（金）

### <場所>

区役所本庁舎 6 階 会議室

### <開会>

#### 1 ヒアリングの実施

##### 【部会長】

第1部会を開会いたします。2回目のヒアリングということになります。住宅課の補助事業が前半の中心になりますので、よろしくをお願いします。

<委員紹介>

<説明者自己紹介>

##### 【説明者】

では、まず最初の住み替え居住継続支援です。

この制度は、もともとは民間賃貸住宅にお住まいの高齢者等の方が、その住宅を取り壊すなどの理由で家主から立ち退きを求められたときに、転居に要する費用などの一部を助成するものでした。

ところが、皆さんご存じのように、リーマンショックで、派遣村など、一時的に同じように住宅を追いやられている困窮層の方が出たということで、21年度、急激に予算が増えています。もともとの制度といたしましては1,044万9,000円で、21年度の予算については、21年度当初に同時補正という形で出た予算です。したがって、異なる2つの制度が含まれているものです。そのために予算が増えたように見えますが、20年度予算額、21年度予算額、22年度予算額と社会情勢を見ながら徐々に減らしているところです。

離職退去者向けの予算につきましても1,440万円に増えましたが、利用が非常に少なかったということで、22年度予算につきましては42万円と大幅に減額しているところです。

また、目標値等の設定ですけれども、これは確かに目標件数に達していないにも関わらず目標どおりというような形で疑問をお持ちかと思いますが、もともとこれはセーフティーネットのような仕組みです。こういった状況を望ましい状況というふうに捉えているわけではございませんので、どういうものを目標として据えるのかというのが非常に難しい部分があります。見込み件数等の目標でしたら、確かに目標を下回ったという考え方もできますが、もともとこういう状況というのは好ましくない状況として捉えておりますので、どこを目標とするかという考え方を私どもも悩んだところですが、需要に応じるということが1つの目標でしたので、需要数に対して供給がきっちりできるということを1つの目標としましたために、B、目標どおりとさせていただきます。ただ、この辺につきましても、私どもも悩みが多いところですので、ご指摘いただければというところです。

次に子育てファミリー世帯居住支援です。

これにつきましては、区内の少子化対策ということがございます。積極的にファミリー世帯に新宿区に居住していただきたいという目的でつくっているものです。

予算を何で減額しないのかということですが、19年、20年と件数が若干伸びておりまして、21年度にも件数が伸びることを期待しましたら、転入・転居の転居につきましては伸びていますが、転入については若干、残念ながら減少したということです。

予算が多いのは、見積もりの段階で補助額とか期間の満額を見積もっています。ただ、実態的には満額に至らない人が多いということがありまして、予算に届かないという傾向がございますが、件数として見ればそれなりの成果が上がっているというふうに考えているところです。

続きまして、高齢者等入居支援です。

これは、お年寄りが民間賃貸住宅に入るときに、保証人がいないという場合が多うございます。そういう場合に保証人の変わりになってくれる保証会社をご紹介するという制度で、特定の要件に合致する方につきましては、保証会社に払う保証料も補助するというものです。

高齢者の実態ということですが、住宅の各種相談をしています。そういう中で、住み替えに協力してくれる町の不動産屋さん、これを住み替え促進協力店といいますけれども、そ

ういった不動産屋を紹介してアパートを見つけるという制度で、そういった相談の中から、1つ問題点としましては、高齢者の方がなかなかお住まいが見つからない理由の1つとして保証人がいないということがありますので、この制度の存在意義があると考えております。やはりこれもセーフティーネットという意味合いが強い制度というふうに考えております。

引き続きまして、災害時居住支援です。

これは、火災などで焼け出された方が例えば家の改修なり建て替えなりする期間、二月以内ですけれども、そういった場合、仮にマンスリーマンションなどに入った場合に、そのマンスリーマンションの家賃、そういったものを助成する制度です。

想定された火災の数は私どもの予算規模よりも多かったですけれども、身寄りのある方などは当然そういうマンスリーマンションには入りませんので、実際の執行率は下回っているところですが、ただ、これもやはりセーフティーネットとしての意味合いがありますので、実態になくて減らすというところまで減らしているのか、大きな問題があります。時においては大きな火災等が生じる場合もありますので、なかなか予算の立て方が難しいところです。

続きまして、民間賃貸住宅家賃助成です。

これは単身向け、またはファミリー向けの民間賃貸住宅に入っている方に家賃助成をするという制度です。この制度そのものがバブル期の地価高騰の折につくった制度でして、緊急避難的な意味合いを持っているものです。今こういうような時代、家賃も相当安くなりましたし、住みやすい状況になった中で、この制度については一定程度の存続価値はあるけれども、募集が多いといっても増大させるという考え方は今のところないところです。

続きまして、飛びましてマンションアドバイザー利用助成制度です。

この制度は東京都防災・建築まちづくりセンター、東京都の外郭団体ですけれども、そこが行っているアドバイザー派遣制度を利用した方に、これは有料ですので、そのお金を助成するという制度です。ただ、改革の方針といたしましては、新宿区独自で例えばマンション管理相談などをしております。そうした区独自の制度を充実していく方向を今考えているところです。

それから、一番最後の融資ですが、これもなかなか利用件数が今現在少ないところです。これにつきましても社会的要請に応える、あるいは利用しやすい制度にするなどの観点から、現在どのような制度が望ましいか検討しているところです。

雑駁でございますが、以上でございます。

#### 【部会長】

どうもありがとうございます。

それでは、それぞれの質問項目を出された委員の方もいらっしゃいますでしょうから、できれば上から順にいきましょうか。住み替えの話はいかがでしょうか。

#### 【委員】

回答の中で「@5,000円×30日間×8人×12月」というのがわからないんですけれども、単純に5,000円×30日というと、1カ月の賃料かと思うんですけれども、それが15万円になるのでしょうか。

**【説明者】**

はい、そうです。

**【委員】**

これに入る方は、住み替え居住継続支援要綱を見ると、65歳以上のひとり暮らしの世帯とか、60歳以上のみで構成する方とか、身障者4級の方とか書いてあるんですけどもそこがちょっとわからなくて。

**【説明者】**

非常に申しわけございません。これは先ほど申し上げましたように、2つの制度が混在してございます。今、委員がおっしゃったのは、もともと行っていた住み替え居住継続支援です。

**【委員】**

このご回答にあるのは……

**【説明者】**

これにつきましては、別の要綱になってございます。離職退去者一時居住緊急支援という暫定的に立ち上げた制度がございまして、その要綱になってございます。

**【委員】**

そうすると、それは15万円を丸ごと助成する。8人という、ここもわからないので。

**【説明者】**

この制度は、会社の社宅などから出て行ってくださいという事態が生じた場合、国のほうで、具体的にはハローワークと労働金庫なんですけれども、就職安定資金融資制度というのがありまして、これはアパートに入居するための費用を融資してくれるところなんです。ところが、その融資までの間に最大で7日間かかるということです。ただ、その7日間は野宿というわけにいきませんので、その間の最低限の居住を確保するというので、基本的には5,000円で7日以内というのを原則として定めたところなんです。

30日というのは、当時は制度ができた当初で、国の制度も始まったばかりでしたし、私どもも緊急的に立ち上げて、非常に予測がつかなかったところがございます。一度で決まらない、不動産屋との交渉がうまくいかなかったりすることもあるだろうということで、最大30日を見積もった予算を立てたという経緯がございます。

**【委員】**

8人の12カ月というのは、8人の分がありますよということですか。

**【説明者】**

一月8人程度であろうと。それが、12カ月という計算でございますが。

**【委員】**

そうですか。わかりました。

**【委員】**

セーフティーネット的なものというようなことだと私もそのように理解いたしますが、そうしたときに、この制度が有効に活用されているのだろうかというようなところなんですけれども

も、課題のところにも出ていますけれども、区がやっている住み替え相談からそういう申請につながっていくということなのですが、こういう手段によるものだけで対象者の把握が十分なのかどうかというところがちょっと気になるんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

**【説明者】**

当初、緊急的に国のほうがつくった制度でして、この就職安定資金融資制度も今年の9月で廃止になるそうです。全体的にその後、国のいろんな、これは住宅課じゃないんですけども、住宅手当制度とか社会福祉協議会の融資制度とかが充実してまいりました。この制度自体は非常に利用件数も少なく、該当者も少なかったということがありまして、実績は上がりませんでしたけれども、住宅施策というよりも、就労支援であったりとか福祉的なそこら辺とかで、いろんな相互事業が整ってきております。現在、ちょっと正確には把握していませんが、就労支援担当のほうでやっている住宅手当というのは非常に件数が多いように聞いています。

**【部会長】**

一応質問を全部して、それから全体の議論をしましょうか。

子育てファミリーの話で、ほかの方、ご質問ありますか。なければ、他の事例で結構です。33番以降のところをお願いします。

**【委員】**

ヒアリング項目3番「高齢者等入居支援」で、回答に「当事業には保証会社のあっ旋と特定の世帯に対する保証料の助成がある」と。お聞きしたいのは、保証会社ってどういうことをしているのか把握していますか。

保証会社は、例えば、外国人の入居者は保証会社を不動産屋がつけてくるんだけど、家賃の半分か何かを契約時に出すと、払わない場合は家賃を保証しますと、1カ月か2カ月。ただそれだけなんですよね。区当局の保証会社の捉え方というのはどういう捉え方なんですか。

**【説明者】**

私どもは特定の保証会社と協定を結んでおりまして、協定の中で保証会社のやるべきことが決まっています。例えば残置家財の撤去とか。

**【委員】**

そこが全部処分してくれると。

**【説明者】**

住宅退去時に家具の処分とか、そういうもろもろのことは協定を結んでございます。

**【委員】**

例えば高齢の単身者を入れようと言ったって、入れる側で困っているのは、その人が病気になったらどうするんだと。

だからそれはもう保証会社じゃなくて、行政自身が責任を持つような対応にしないと、実際は病気になっても区も来るわけじゃないし、それで死んでしまっても、だれも見ろわけじゃない。いくら区があっ旋して高齢者を入れてくれと言ったって、一番大事な、入れる側が怖がっている状況というのは把握してないんじゃないかと。

**【説明者】**

それにつきましては、私どもはよく町の不動産会社とお付き合いさせていただいておりますので、実態についてはよくお話を伺っています。ただ、これは住宅施策だけで解決できる問題ではありませんので。特に高齢者等の見守りとか福祉関係、これとの連携をとりながらやっていかなくちやいけないとは考えています。住宅課として、できる施策をやらせていただいております。

**【委員】**

昔は福祉に住宅の担当課があったと思うんだけど、入居から最後、葬式まで面倒を見た時期があったんです。それに近い制度でやるならいいけれど、これはこういう住宅課でやることじゃないだろうと思うんですよ。逆に、福祉課がそっくり最後面倒を見るようなやり方をしないと、これは機能しないんじゃないかと思うんですが。

**【説明者】**

そういったご指摘のある面はあるかと思いますが。

ただ、住宅課として、保証人の担保という点は住宅入居時に必要になりますので、その点については……

**【委員】**

保証人の担保というのは、保証会社は何か月間、家賃の面倒を見るんですか。

**【説明者】**

24カ月です。

**【委員】**

区の保証会社も入っているかもしれないですけども、この人たちがうまく賃料を払っていたときはいいんですけども、そうでなくなると年金や何かを担保に取っちゃうんですよ。それで居住者ともトラブルし、区ともトラブルし、こういう人たちを支援している方がいて、こういう方が保証するんですけども、その後の面倒を誰も見ないので、入れたほうが面倒を見なくちゃならないという事例が結構出てきています。やっぱり今委員がおっしゃったように、そういうものを総合的にしないとみんなが困ってしまうと思うんですよ。

**【委員】**

家賃を保証するぐらいで事を済ますこと自体が、この制度に魂が入っていないなという気がするわけです。何か一番基本的なところが違うんじゃないかという。

**【委員】**

生活保護だったらいいんですけども、そうじゃないから。

**【部会長】**

高齢者にしても、障害をお持ちの方にしても、住宅に限って住宅課の仕事というふうになってくるんでしょう、多分。

**【説明者】**

保証人の担保という点で、ご指摘の点はごもっともかと思いますが。ただ、住宅課としてやれ

るということはこれというようなことでございます。

【委員】

だから、こんな中途半端な制度でやらないで、これは福祉のほうに回したらどうだという気持ちが逆にあるわけです。

【委員】

これは何年から始まったんですか。

【説明者】

19年からです。

【部会長】

ちょっと今の話と関係するんだけど、平成17年に補助金の委員会の答申が出たんですよ。それは住み替え居住継続支援だけは妥当であろうという判断が出て、その後、それ以外の事業が増えているので、17年のときの判断というのは他の事業には下されていないということで、初めていわゆる外部評価的な判断が今回は加わるわけです。

それで、これはちょっと個人的な意見で、非常に社会的な変化が激しいということで、本当に住宅で困っている層というのが刻一刻変わっている。例えば今で言えば単身者で仕事のないような人たちが多いため、仕事がないから住宅がないのか、住宅がないから仕事がないのか、悪循環があって、そういう意味で、本当に困っている人たちにこの保証事業がきちんと行っているのかどうかということです。

先ほど課長の話にも、民間賃貸住宅の家賃助成は終わったかもしれないというようなお話があったけれども、じゃ、スクラップをするのはいいけれども、新しくビルドするものにちゃんとターゲットがいつているのかというのが1つご質問です。

それからもう一つは、住宅というのは極めて政治的な、ヨーロッパなんかを見てもそうなんですけれども、政治的な政策でありまして、どの層の人たちに新宿区に入ってきていただく、あるいは新宿区の人口構成をどのようにしたいのかという大きな枠組みがあって初めて住宅政策が行われるべきであって、僕は住宅政策は極めて重要だと思っているので、今のことについて、今、新宿区では誰が困っていて、誰に対してやらなきゃいけないのか、あるいは新たに新宿区に、例えば子育てなんかもそうだと思うので、どういう人たちに流入してもらって新宿区を変えてもらうかということにちゃんと住宅政策が合っているのかどうか。この2点、どうですか。

【説明者】

まず第1点目の、特に単身でお困りの方ということですが、これについては先ほど少し申し上げましたけれども、就労とセットで考えないといけないということがございます。現在私どもの地域文化部のほうで就労支援の総合窓口を設けてございまして、就労のあつ旋と込みで住宅手当の支給を行っています。

あわせて社会福祉協議会の中で、緊急にかかわる融資制度もできています。正確には把握していませんが、相当利用件数も多いように聞いています。住宅施策というのもそれだけではな

く、就労支援あるいは生活支援、そういったものを込みでやるという、総合相談窓口という形でやっています。

それから、後段のほうのご質問、私どもの住宅施策ですけれども、住宅マスタープランというものを作成させていただきました。その中で1つは高齢化、もう一つは少子化対策ということで、子育てファミリー世帯、こういったものの定住化あるいは流入を図るとというのが1つの命題かと思っています。

**【部会長】**

その少子化対策でやっている子育てファミリー世帯居住支援というのだけで十分ですか。

**【説明者】**

なかなかこれは、一部課で捉えると、居住というのは住宅だけにかかわる、例えば公園があるとか、緑が多いとか、環境がよいとか、なかなか今は交通の便がよくなり30分、あるいは1時間ぐらいかけて郊外の安い家賃で環境のいいところがございます。そういった中で新宿区に住んでいただこうと思うと、住宅だけの問題ではなかなか難しいというふうに考えます。

ただ、そうはいつても、住宅課でできることということで、ファミリー向けの転入あるいは転居に対する助成制度、家賃補助制度などを行っているところでございます。

**【部会長】**

予算的にも、この補助金だけで申しますと、多分、子育てファミリー世帯居住支援が一番多くの予算を費やしていますよね。ですから、これで本当に新宿区にお子さんをお持ちの若いファミリーの人たちが来ているかという、僕はデータを持っていませんが、必ずしもそれほど効果があるのかなという。家賃のほうが高くなっちゃっているというせいもあるのかもしれないし、今課長がおっしゃったように、すべての居住環境という意味で十分かどうかということもあるんですけども。どうですか、ほかの委員の方。

**【委員】**

以前、結婚なさる夫婦が来たときに5万円にするから居住してくださいというのをやったけど、それもだめでしたよね。それでもみんな出て行ってしまっ、もうだめだと。

**【説明者】**

手元に今数字がないので、正確には申し上げられないんですけども、今委員にご指摘いただいたとおり、私どもは子育て支援策、保育園だとか、さまざまな制度が非常に充実しています。単に住宅施策だけでファミリー層を増やすという考え方ではなく、そういったもろもろの施策を総合的に見て判断していただきたいと考えています。

**【部会長】**

今の話、新宿区に入ってくるけど、子供がある年齢になると生活費もかかるから、ここではちょっと生活が難しいとって、郊外に出て行ってしまおうという、流出をどうやって防ぐかというのが結構難しいと思うんですね。その辺というのは、さっきもちらっとご説明にあったけれども、どういう施策を打ったらいいのかということも僕もよくわからないけれども、住宅課の中でそんな検討はされていますか、流出を防ぐ方策みたいな。



**【説明者】**

例えばワンルームマンションというのがございます。ワンルームマンション条例を改正しまして、一定規模のワンルームマンションではファミリー向けの住戸を何戸つくりなさい、というような規制とかもしてございます。それから、今やはり一番多いのは共同住宅に住むということで、マンションです。ファミリー対策というわけではございませんが、マンションを有効なストックとして維持するにはどうしたらいいかということで、後で出てきますけれども、いろんなマンション施策を今後展開しようかと検討しているところでございます。

**【委員】**

先ほど、民間住宅家賃助成、これは地価高騰時代の施策でというようなお話だったと思いますが、今の議論との関係で言いますと、結構申し込まれようとする方が多いんだけど、なかなかすべてに行き渡らないような、そういう記述もあります。そこら辺は今、子育て世代を重点的に考えているんだということとかかわりで十分なのかどうかという、実態はどうなのかとか、それについてどう考えているのかとか、その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思うんですけども。

**【説明者】**

家賃助成ですけれども、これは先ほど申し上げましたように、バブル期の定住化対策とか、緊急避難的な制度です。その後、近年、17年、18年、19年とさまざまな助成制度をつくってきたところです。民間賃貸住宅家賃助成は、単に住宅に住んでいれば補助するという制度で、お金がもらえるという大きな定義づけでやりますので、募集も多うございます。

ただ、積極的に定住化を促進するという意味で、例えば新しくファミリー向けの転入・転居助成をつくったところでして、むしろこういった制度を積極的に活用していきたいと考えていまして、民間賃貸住宅家賃助成そのものの拡大というのは現在考えてない状況です。

**【委員】**

それで、優良な制度が充実されてきたということで、先ほど来おっしゃっていますけれども、どういう効果が上がっているのかということをご説明いただくとわかりやすいんですけども。成果はどうかと。

**【説明者】**

ファミリーの転入・転居助成ですけれども、17年から始まっていますが、20年に住民票で後追い調査をしたことがあります。そうすると、当然20年に申し込んだ人は100%ですけれども、17年に申し込んだ人はおよそ80%の定住率がありました。3年間という統計なんですけれども。

**【委員】**

3年間というのはいつからいつまでですか。

**【説明者】**

20年に調査しまして、20年に貸し付けた人、実施した人は100%当然いましたけれども、さかのぼって言って、17年に貸し付けた人は20年に何%残っていたかというところ、80%残っておりました。だから、この制度を利用された方は、100%ではないにしても、一定数、3年の間なの

で、さらに今後どうなるか予測はつきませんが、少なくともこのときの調査ではそういうような結果が出ています。

**【委員】**

毎年調査をやっているんですか。

**【説明者】**

住民票の後追い調査なので、定期的にやろうかとは思っています。毎年は今のところやっていなくて、2年置きとか3年置きとかには調べようかとは思っています。

**【部会長】**

実質的に、子育て世帯が、ファミリー世帯が増加しているかという新宿区全体での統計があれば……

**【説明者】**

その統計は、ちょっと今日はお持ちしませんでしたが、人口の統計とかで見れば把握できます。

**【部会長】**

増加しているということであれば、いろんな施策が相まって成果になっているということで、この制度もその一つとしてそれなりに貢献しているというようなことになるんでしょうね。

**【委員】**

今年とおっしゃったけれども、永住率というともっと長くなっちゃうけれども、定着率という言葉があるかどうかですね。どのぐらいで見るものなんですかね。3年いけば、まあいいとか。

**【説明者】**

17年から始まっている制度でしたので、詳しい研究がまだ十分ないのはご指摘のとおりです。ただ、今後十分また徹底的に調べていく予定です。

**【委員】**

そういうファミリーの方とか、あるいは子育てでどうしても外に出なきゃいけないという人たちに対するヒアリング調査とか、ニーズ調査とか、そういう調査はされていないんですか。マスタープランのときにそういう調査をされたことはないでしょうか。

**【説明者】**

ヒアリング調査は今のところございません。今後いろいろ施策を検討するときには準備していきたいと考えていますが、現在ではしてございません。

**【部会長】**

冒頭に申し上げたように、住宅施策は極めて重要だし、とても社会変化が激しいので、そういう調査をきちんとやりながらも、ダイナミックにこういう補助金を変えていくというのも変ですが、ニーズに対応していくというのが僕はこの種の事業にはとても必要だと思うんです。

もう一つは、先ほど大きく2つに分けてお話ししたんですが、セーフティーネットというふうに課長がおっしゃっているように、困った人たちに対して緊急的にきちんと支援をすべきと

どうか、何か一本化みたいなことはできないですかね。何か社会的な状況の変化によって変わっているから、そういう状況ではだめですと言わないで、とにかく困ったということが認定されればすぐにできるという。例えば災害時とか、高齢者とか、住み替えとか、何かそういうのを全部一本化して柔軟に対応できるような補助金なんていうのは、ちょっと専門家じゃないのでわからないですが、あり得ないのかというのをちょっと感じるのです。

硬直化していないのかしらと思って、それぞれの予算で何%、何%って、つらいですよ、こういう出し方って。

**【説明者】**

ご指摘のとおりだと思います。ただ、私どもの仕事はやはり決まり事というのがあって、きっちり定めて予算を計上するという仕組みになっていますので、どこまで柔軟なものができるかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

**【部会長】**

例えば第三者の審査委員会みたいなものがあるって、介護保険じゃないけれども、その都度、その都度、これが必要だといったらぱっぱとやっていくなんていう制度だって、ないとは言えないと思うんです。それはちょっと個人的な意見ですけども。

あともう一つは、これも個人的なんだけれども、僕はやっぱり先ほども申し上げたように住宅施策とまちづくりはとても重要で、住宅施策の中で都市型の集合住宅を推進するというようなことがあると思うんです。住宅マスタープランに書かれているかどうかわかりませんが、子育て支援の機能が入ったり、あるいは助け合いの仕組みがある集合住宅としてコレクティブハウスがありますよね。ああいうのは、それをつくる住宅メーカーとか、これをつくるNPOとかが少しずつですけど、増えているので、僕はそういうところに対する助成を充実することが、最終的にはそこに住む人たちに、それは子育てファミリーの支援にもなるんですけども、そういう補助金なんかは考えていないのかどうか、ちょっと聞きたいんですが。

**【説明者】**

メーカーに対する補助金という……

**【部会長】**

コレクティブハウスをつくるときの支援です。

**【説明者】**

現在までそういう発想はなかったですけども、私ども、まちづくりは都市計画の中でそういったものを再開発のときに推進するような考え方があるのではないかと。いずれにしましても、先生ご指摘の点は今ちょっとまだ検討はしていないところでございます。

**【部会長】**

僕は自分の研究テーマでもあるんだけど、近ごろ多世代ハウスというのがヨーロッパでも多くなってきて、1つの集合住宅に同じような人たちが住んでいてもなかなか助け合いができないんだけど、高齢者の方と子供を引っ越しの方と単身者が一緒に住んで、コミュニティを集合住宅の中でつくっていくことによって、別にお金のかからない助け合いとい

うのがあるんですね。そういうパッケージで支援すると、コストパフォーマンスとしては極めて高いと思うので、これは別なことになっちゃうかもしれませんが、例えば民間賃貸住宅の家賃を、コレクティブハウスの場合にはこういうものがあるというふうなことも、ヨーロッパではやっていますので。

かつて住都公団はやっていたんですけども、やめちゃったんですよ。そういうふうなことも検討する時期かなと。コミュニティ施策とかまちづくり施策と一体化した施策というのはちょっとどうかと思います。それはちょっと別ですけども。

**【委員】**

今、新宿では、例えば高齢者とファミリーとが混在するようなアパートを計画すると、例えば利子の補てん助成計画なんて住宅でやっていなかったですか。

**【説明者】**

それは借り上げ住宅という形で、区民住宅あるいは区営住宅で。

**【委員】**

全部借りられたときだけは助成しているんですか。

**【説明者】**

建設資金を助成しています。それから家賃補助という形で、私どもの区立住宅に入っている方は通常の家賃よりも相当安い家賃で入っていただきます。区民住宅という設定です。その区民住宅と、さっき先生にご指摘いただいたように、高齢者住宅とを1つの中に混在させると言いますか——ような形のを結構多くつくってございます。

**【委員】**

今でも進行しているんですか。

**【説明者】**

現在も。私どもが区立住宅というのを管理しているというのは、今回の補助金の他にもいろいろやっています。

**【委員】**

それは補助金と言わないんですか。

**【説明者】**

国の補助金が入っている事業ですということです。

**【委員】**

じゃ、今でもそれはやっているよ。

**【説明者】**

やっています。

**【委員】**

それは自慢したほうが良いと思うんだけど。

**【委員】**

追い出された人で、住めなくなった人の緊急入居先というのを3か月間用意されていますよ

ね。それはどこの区でもあると思うんですけども。

【説明者】

恐らく福祉のほうかなと。

【委員】

それは住宅課ではなく福祉なんですか。だから区民は混乱しちゃうんだよね。

【説明者】

住宅課の住宅というのは、定住化とかそういうニュアンスですので、緊急的な避難先の確保とかそういうのは定住化とはちょっと性格が違うので。

【委員】

新宿区だけで助成している場合は補助事業になるわけですか。国とか都のほうの資金も入っている場合は該当しないというだけの話なんですか。

【説明者】

今回ご質問いただいたのは、新宿区民の方に補助金という形で助成している制度だと思うんですけども。

【事務局】

国や都から助成が出ているものは今回の補助金の調査の対象とはしておりませんので、そういうものは外れているということになります。

【委員】

わかりました。

【委員】

新宿区の場合、小学校に入るまで子供は医療が無料でしょう。そういう面では、よく面倒を見ていると思うんですが、今、早稲田南町で住宅、建て替えの話が持ち上がっていますよね。

【説明者】

ええ。

【委員】

そういうところは、もうちょっと、今まで話したような状況のものを組み込んだ建て替えをしてもらったほうがいいんじゃないかなというような。これは住宅課の仕事ですか。

【説明者】

早稲田南町アパートは私どもの所管の住宅ですので、建て替えについて今後検討するのは私どもになります。

【委員】

建て替えのときだけは今のところはやるんだろうけれども、新しく区営住宅というのは念頭にあるんですか。

【説明者】

現在は、新しいものをつくるということは念頭にはございません。

現在、私どもの住宅数は23区の中でもトップクラスの数でございまして、むしろ今後は住宅

のほうのストックとして活用していく、こういったものが念頭にございまして、新たに確保するということは財政的な問題等もございまして、現在は念頭にないということでございます。

**【部会長】**

それと関連しますが、さっき住宅マスタープランのお話がちょっと出ましたが、住宅マスタープランに今後の補助金、住宅政策に関する補助金もあるべきだというような答申とか何か出ていたりするんですか。

本来だと、そういう審議会みたいところから、こういう補助金をつくったらとか出てきていないのかなと思って。

**【説明者】**

まず、住宅まちづくり審議会というところの答申を経まして、その答申に基づきましてマスタープランの作成に取りかかります。補助金については、高齢者向けの補助金についての答申の文書がありまして、これについては財政上の問題とか後年度負担とか、あるいは他の福祉の施策から一定程度効果は望まれるけれども実施が難しいのではないかみたいな記載がございました。私どものマスタープランの中には助成金、補助金に関する記述は、たしかちょっと私の記憶ではなかったかと思えます。

**【部会長】**

そうですか。部会としてどうかというのはわからないけれども、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドという発想はあってもいいんじゃないかと思うんです。新しい状況に対応して、古いものを見直しながら、予算をばーんと増やせという意味ではなく、予算の使い方、コストパフォーマンスをきちんと考えて、新宿区に来て欲しい人は来ていただいて、残って欲しい人は残っていただくというようなことが何かマスタープランとの関係であったらいいなと思ったりしたんですが。

他にありますか。どうぞ。

**【委員】**

分譲マンションアドバイザー制度利用助成のところ、今後は、改革方針ということで、区独自事業の充実を視野に入れて見直しを検討していますというようなことを書かれているんですが、助成制度との絡みでこの辺のところはどうなっていくのかということ、それから、この助成対象の費用なんかを見てみますと、アドバイザーの派遣ということですね。対象がまちづくりセンターのアドバイザーに限定されているというようなことで、もう少しそれ以外のアドバイザーを起用する場合の経費についても対象にしていくということも考えられるのではないかと。結構、マンションで改修工事をするときには、第三者的な立場からの民間の建築士の活用、コンサルタントという形で活用しているようなこともありますので、そこら辺はもう少し柔軟に補助対象費用をお考えいただいたらと思いますが、いかがでしょうか。

**【説明者】**

現在ご指摘のとおり、東京都で行っておりますアドバイザー制度というものがございまして、これに対して助成金を出しているところでございます。

改革の方針といたしましては、まだ検討中ではございますが、現在私どもでマンション管理相談というもの、ここにはマンション管理士や一級建築士が来ております。そういった相談員を単なる面談・相談ではなくて、話を聞いてみると現場に行かなくては解決できないような事例がいっぱいあると、あるいは来て欲しいという要望もあるということなので、こういった相談員をうまく活用できないかということで、今現在1つは検討してございます。

まだ検討中ではございまして、まだ区としての意思決定はなされておりませんが、課としてはそのように検討している最中ではございます。

**【委員】**

そうすると、こういった人を活用したときに助成が出るとかということではなくて。

**【説明者】**

それについても検討中ですが、私どもがやっている施策は基本的に無料ではございます。ですから、もしこういう制度ができれば、派遣についても無料でできるのではないかと。助成という手続を経ないで、逆に最初から区でやればできるのではないかと。

**【委員】**

現物支給みたいなことですか。

**【説明者】**

区が無料でということですが、そのようなことを今検討している最中ではございます。

**【部会長】**

新宿とか都心の3区は集合住宅がかなり多い。日本には集合住宅の住まい方というか、形とルールがまだきちんとできていないので、新宿のようなところで集合住宅に永住するという前提にした暮らしのあり方、あるいはさっきちょっとおっしゃったコミュニティ、町内会とか、自治体とか、地区協とかでいろんな検討をしているけれども、マンションの中の何十世帯、何百世帯ある人たちのコミュニティの話題はあまり触れられてきていないので、ぜひ住宅課で今後の集合住宅のあり方を研究してみる必要があるんじゃないかと思うんです。

こういう中からアドバイザーの制度とか、何かあると思うんですけども、隣人祭りって知っていますか。ちょっとネットでもいいから調べてもらって。フランスで始まったものなんですけれども、要はヨーロッパは集合住宅が多いじゃないですか。だけど、パリで老人のひとり暮らしで亡くなっているのが何回か見つかって、同じマンションに住んでいるのにそんなの見つからなかったら寂しいじゃないかと。もっと同じマンションに住んでいる人は仲良くしようと言って、月に1回、みんなでクッキーとかケーキとかを持ち寄って、マンションでパーティーをし始めた。何が目的というのはない。ただ知り合いになるだけが目的で、それが実はものすごい広がりです。ヨーロッパに広まったんです。あいさつする程度からだんだんコミュニティが広がっていくというので、隣人祭りというのが日本でも普及し始めたというのがあって。

ちょっと話がずれましたけれども、集合住宅は本当に新宿にとっては重要な施策なんですけれども、どういうふうにコミュニティ施策に結びつけるかということもちょっと考えていただけたら、どこに補助金を出すべきか、見えてくるんじゃないかなと。

**【委員】**

これは私も思い出しましたが、高齢者の人だと、何かとても申請がとにかく難し過ぎると言っていました。高齢者には手続きをやさしくしないと無理だと思います。

**【部会長】**

わかりました。

そろそろ時間ですのでよろしいですか。利子補給は改革方針というのが一応出ているので。

**【委員】**

ある程度、こういうふうなものもセーフティーネットでおこななければならないという感じでいいのでしょうか。

**【部会長】**

だと思います。セーフティーネットひとくくりで考えたいと思うんですけどね。

ありがとうございました。

さて、これからは道路課で、43番、44番の民有灯の維持助成、商店街灯の維持助成ということでございます。建築調整課の細街路の拡幅も、一緒に来ていただいているということなので、残りの1時間でこの3つについてお話しをしたいと思います。

回答もいただいておりますが、簡単にこの回答をいただいたことをちょっと頭でご説明いただいて、また再質疑というふうにしたいと思います。お願いいたします。

**【説明者】**

ヒアリング項目でいただいた質問に対する回答事項について説明いたします。

1番の街路灯と民有灯の違い、また民有灯の定義とその設置者ということでございますけれども、街路灯は道路上に道路管理者である区が設置する道路の付属物といったものでございます。民有灯は防犯の目的で私道に設置される照明灯というふうに定義をしております。民有灯の設置及び管理者ですけれども、町会や自治会、その他区内で地域活動を行う団体という形になっております。

2番、電球を交換した場合、3,000円では不足するというお話をいただいておりますけれども、これに関しましては、民有灯の管理に要する経費の一部として、年間の電気料及び電球等の消耗品の相当額を助成しています。現在、集中改修という形で民有等の改修を区が100%負担で実施しておりますけれども、防犯上の効果を高めるために、照度アップという形で20Wから32Wに電球の球を変えております。32Wにしますと、電球代が、20Wが130円だったところ、32Wだと2,000円近くになるということで、一方で寿命も1年近く延びるんですけども、2年ないし3年先の電球の交換時期が来たときには現在の3,000円では不足することになるのかなというようなことを我々も課題として認識しているところです。そうしたことから、今後、将来不足するであろう維持管理経費、これを見越した対応が必要ではないかというふうに認識しているところです。

3番の課題と改革方針の方向性ですけれども、こちらは今申し上げた話と重複いたしますけれども、電球の単価の増額といったことに加えまして、町会の民有灯防犯部長とか、そういう



民有灯を担当されている方が、町会自体高齢化してきているので、電球の交換が非常に難しくなってきていると。昔は自分ではしごを上って替えられたけれども、今はちょっと年も年なので、業者に委託をしてやらざるを得ないといったような状況が発生してきていると。そういう声も聞かれています中で、そうした部分で区が何らかの手助けというか、関与ができないかといったことを検討しなくてはいけないのではないかというような認識でおります。そうしたことを課題と改革方針の方向性のところに記載をさせていただいた次第です。

最後の4番目の、前金払いがふさわしいか、概算払いが適切かといったところですが、まずこの民有灯が1年間を通じて適正に維持されるように、この補助事業の実施に先立って、年度の初めに助成金を交付する前金払い方式が非常に効果的だというふうに認識しております。また、事務処理上も、年度当初に民有灯の基数も確定しますし、助成金の1基当たりの額、3,000円という額も年度当初に確定するというので、事後の精算は実質的には必要が生じないというものですから、そうした意味でも、効率的に実施していく上でも前金払いは適切だと判断しております。

具体的に、履行の確認については、町会から申請を受けた後、実際に区が持っております民有灯の配置図ですとか、現地の確認とかを行った上で数量を確定しておりますして、そうした点からも清算行為は生じないというふうになっております。

年度の途中で新設したいといったような話ですとか、撤去したいという話があった場合においても、例えば撤去の場合は年度当初からの計算から除外をすとか、新設の場合も次年度からの助成としたりですとか、そういう形で年度で区切っておりますので、民有灯の本数の変化というのは生じない形になっております。

商店街灯の維持助成、補助事業44番ですが、こちらの1点目、課題と改革方針の方向性ですが、こちらは商店街の状況が、近年の景気の低迷ですとか高齢化によりまして、非常に商店街自体の継続が困難となっていると。財政的にも非常に厳しいので、商店街灯をもう維持できないといったような相談が道路課のほうにも多数寄せられております。

こうした場合に、道路管理上、一定の照度といったものは当然必要なんですけれども、それを確保しながら商店街灯の撤去に対して、例えば区の街路灯の設置位置ですとか設置のタイミング、時期といったものを商店街さんと協議・調整しながら対応を図っているようなところでございます。そうした課題、方針を記載させていただいた次第です。

2番につきましては、先ほどの前金払いか概算払いかといったような点ですが、基本的には先ほどの民有灯と同じような状況です。ただ、1点だけ違いますのは、商店街灯につきましては、100W、200W、いろんなワット数が商店街灯はありますので、実際の電気料の前年度の支払い額を確認しております。その上で、商店街灯の数ですとか調整の単価等を年度当初に確定いたしましてお支払いするといったような形で、こちらに関しましても年度途中での清算行為といったようなものは、その必要が生じないような仕組みになっております。そうした理由から、前金払いといったものが一番効果的で効率的ではないかと考えております。

簡単ですが、説明は以上です。

**【部会長】**

どうもありがとうございました。

では、委員のほうから質問がありましたらお願いします。

**【委員】**

他の区では、いろいろソーラーパネルをはめ込んで、それで発電させたのでやるとか、それから電球も、そういうのは高いけれども、将来的に考え、それから人件費が業者が行ってやるよりは基準内で割り返せば安いとかいうことで、エコのものを使っている区はいろいろ調べればあるんですね。そういう観点は、全体的にはどうなのかというのを教えて欲しいです。

**【説明者】**

今、委員がおっしゃった太陽光パネルですとか、あとLEDみたいなものも他区で実施されていたりですとか、これは民有灯ではなくて街路灯だと思うんですけども、実証実験なんかを国でもやるといったような話も新聞報道等でされておりますけれども、私どもは現在、区内の街路灯設置箇所において、一部LEDに変えて実験をしているところです。

ただ、LEDに関しましては、例えば灯具の——灯具というのは、LEDの場合は電球ではなくて素子なんですけれども、それをつける部分の機械の仕様がメーカーによって違ったりですとか、あとはLEDが照らす範囲が、信号とかと違って、街路灯となりますと道路全面を照らさなければいけないというような条件がございますので、そういう光の特性といたしますか、そういう部分でまだまだ課題があるというふうに我々は認識しております、あとはまだメーカーのほうも技術開発の途中であると。いろいろ新しいものが日進月歩で導入されたりしておりますので、私どもとしてはそうしたものがもう少し成熟していくのを待って、本格的な採用などを検討していきたいと思っております。

ちなみに今、区のほうでセラメタと呼んでいるんですけども、セラミックメタル・ハライドランプとか、あと蛍光灯——FHTと呼んでいるんですけども、蛍光灯タイプのもので、そうしたものを導入しているんですけども、なかなか注目は浴びないんですけども、そうしたタイプもかなり、昔の水銀灯に比べたら飛躍的な省エネ効果がありまして、そういうものはもう技術的に確立されておりますので、私どもとしては、先ほど来申し上げているとおり、効率性とか効果性というような観点から、普及されている蛍光灯タイプのもので、そうしたものを中心にこれまでも電球の取りかえをしているところでございます。

**【委員】**

ありがとうございます。やっぱり長い目で見ると、10年間それで間に合うとすれば、補助も安くなるかもしれないわけですね。だから、そういうものを希望されるところには、やはりある程度の積極的性で補助もして、エコの新宿区にしていっていただければと思って。

**【委員】**

牛込中央通り商店会は何か変わった街路灯を設置していますね。あれは何なんですか。

**【説明者】**

あれは商店街振興の目的で、産業振興課の所管で、東京都の補助なんかを受けてLEDタイ

プのものを設置したというふうに聞いております。

【委員】

そういう新しいタイプにも補助金が出るということでしょうか。

【説明者】

設置・撤去に関しては私どもの所管ではないんですけども、産業振興の補助があります。

【委員】

維持管理のお金は出ないんですか、そういうタイプの。

【説明者】

維持管理も出しています。

【委員】

どんな新しいタイプでも維持管理費は出るのですか。

【説明者】

出しています。

【委員】

同額ですか。

【説明者】

同額ではないです。

補助の算定の基準がありまして、まずは1基当たり、通常の水銀灯なんかでしたら電気料は大体定額で、100Wまでいくら、200Wまでいくらという東京電力の基準がありますので、それで何基、今ついているので掛けるのと、それから、もしくは払った電気料の8割を上限にしますよと。3パターンほど区のほうの基準があるんで、それで算定して一番安いものに。

ですから、LEDになりますと消費電力が低いので、助成金額も当然安くなると。従前、200W使っていたものが、大体LEDですと同じ明るさでも1個30Wぐらいに落ちますので。

【委員】

でも、つけるときに高いですね。

そこを柔軟に、補助金額を下げないで、ランニングコストを加味してという感じを言っているところがあります。

東京電力の会議がありまして、今の論理をおっしゃってそういうのを推進するんだけど、工事のほうの方から、高いと言ってつけてもらえないというようなお話があったので、やはりそこところは、電気料が安くなったからといって下げないで、つけるときに高いので、やっぱり割り返していかないと、なかなか進まないと思うんですね。そういう柔軟な発想がないとエコにならないから。

【部会長】

他の委員の方は。

【委員】

非常に技術的な話で恐縮なんですけど、民有灯の規則を拝見しますと、他の助成の規則と違っ

て、助成金の交付の規定が具体的でないですよ。そこら辺は、別に定める規定で経費の一部について助成する場合の定めを設けているのかなという気もするんですけども、こういう本則の中でまとめて整理されたほうがいいのではないかと。この規則だけは何か書いていないですよ、具体的に。

【委員】

これは20年4月で、もっと前からあるわけですよ。附則は20年ですが。何年からあるんですか。

【説明者】

改正は、直近では平成21年ですけども、施行は22年4月からです、最新は。

【委員】

じゃ、16条の規定なんかもう改正されているんですか。

【説明者】

16条は変わっていません。

【委員】

じゃ、ぜひ考えてください。一覧性があるように。これを見れば全部わかるように。

【部会長】

さっきのお話で1つだけ気になったのは、商店街灯が撤去される数が増えてきている傾向があるということなんだけども、これは商店街がもう維持管理できませんと言って撤去すると、あとは普通の街路灯に切りかえるんですか。

【説明者】

はい。

【部会長】

標準タイプみたいなものになりますよということでご了解いただいて、その後は全部区が維持管理するということになるんですか。

【説明者】

区の街路灯をかわりに設置をしまして、道路の照度を保った上で、既設の商店街灯については地元の負担で撤去をしていただくというのが原則になります。

【部会長】

そういうのが増えているんですか。

【説明者】

はい、増えております。

【委員】

街路灯と商店街って照度が違うじゃないですか、基準照度が。商店街では20mで1本だったのが50mで1本みたいな、そういう間隔は出てくるわけですか、今度は。

【説明者】

区の街路灯の設置基準がありますので、30mに1本ですとか、そういう基準は出てまいりま

す。

【委員】

区の街路灯の設置基準というのは、住宅地と商店街と人通りが多いところしかないんですか。区別していないんですか。

【説明者】

客観的な道路の幅員ですとか、そういうところで決めております。

【部会長】

でも商店街にとってみれば、暗くなっちゃうという、もうそれでなくても暗くなるのに、明るさも暗くなっちゃうじゃないかみたいなことの苦情は出ないんですか。

【説明者】

商店街振興という目的よりは、道路の安全・安心とか、防犯とか、そういう目的で設置をするものですから。

【委員】

結構、商店街はデザイン性があるんだけど、区の街灯は、電気がありますって感じですよ。

【部会長】

それは初めて僕も聞いたんですが。

【委員】

先ほどのお話の中で、16条で、管理する経費ということで助成金を出すんだと。これは要するに民有灯については照明の交換は町の人がやってくださいという意味なんですか。

【説明者】

はい。

【委員】

高さ3mから4mあるところを、町会員が取りかえて当たり前じゃないという設定はおかしいんじゃないか。それに関連するような人を頼まない、あんなところを普通の町の人にやってくれという設定が。だから、高齢者になったからできないという意味なんでしょう。町の人には本当はやっちゃいけないと思いますが。これはやっぱり工事関係者に頼まない。

【説明者】

基本的に民有灯は、まず区の施設ではないというのが大前提にあって、そのため、規則の中でも、第11条になるんですけども、区長が管理するものというのは（1）（2）に書いてある以外という形で、逆に言えば、設置申請者である町会等が（1）（2）については管理を行うというふうな形で、区のほうで球がえとかは直接的にはできないような形になっています。

ただ、おっしゃるとおり、高齢化でお年を召した方が無理にはしごを上ってけがをされたら、これは非常に区としても問題だと思いますので、回答の中で書かせていただいたのは、区の間与のあり方というか、どういう形で我々がそういう部分を手助けできるだろうかと。民の施設である民有灯に対して、区がどこまで手を差し伸べてやるべきかというところを、この高齢社会の中で真剣に考えていけないかと。

**【部会長】**

その話は部会の中でも随分出て、僕も報告書にどう書くかというのがちょっと気になるんですけど。

その前例を聞きたいんだけど、今、区の街路灯、民有灯、商店街灯って何灯ずつあるかというデータはすぐ出ますか。それから、民有灯というのはこれから増えるのかどうかという予測はありますか。

要はそういうことで、あるデータに基づいて、僕はやっぱり補助金だからお金絡みなので、コストパフォーマンスとして、ひょっとして民有灯も区が維持管理したほうが安く済むんじゃないだろうかと。事務手続とか何か結構ありますよね、民有灯ゆえにあることが。それを区の街路灯と一緒に、所有はもちろん町内会とか自治会とかで構わないので、維持管理という側面をちょっと見直したほうが、両方にとっていいんじゃないかという視点があるんじゃないだろうかと思っていました。仮説でわかりませんが。

それで、商店街灯もだんだん維持管理できなくなってきたと聞いて、そっちもそういう考え方が及ぶのかなというふうに今思ったんですが、どう思われますか。今日データがなければ、今後の見通しで。

**【委員】**

それから、これは道路課じゃなくて、危機管理じゃないかと思うんですよね。うちのほうなんて、真っ暗になったら、女性なんて歩けません。いろんな災害が起こりますから、パトロールだってしている地域もあるわけですよ。危機管理の中で、新宿区に住む人、訪れる人にとって、安全・安心で過ごせるまちづくりを推進しますとあるんだけど、訪れる人にとっても、住む人にとっても、よりそういうものがなければ。それが民有灯だから補助しませんから、高齢化でやめましようとなったら、もう夜なんか出歩けません。そういうことになっちゃいます。

**【説明者】**

では、順番にお答えしますが、まず民有灯の数なんですけれども、実数でいきますと3,954基で、対象の団体なんですけれども175団体です。

**【委員】**

一般的には自治会、町会ということですか。

**【説明者】**

そうです。商店街灯につきましては2,507基で、団体は87団体です。あと街路灯につきましては、およそ1万8,000基。

**【委員】**

前回の補助金等審査委員会の答申のときの資料にある15年度の数値から変わったわけですね。

**【説明者】**

いろいろ増えたり減ったり、また新設の要望などもありますので、予算上の数値と実際の基数というのは若干違います。予算上でいきますと、4,300基ほど一応計上しております。

**【委員】**

わかりました。それで団体数は。

**【説明者】**

175団体です。

先ほどの、区がまとめてやったほうがスケールメリットも出て安くなるんじゃないかということですが、まさしくそういう部分も今検討してしまして、明確に今、方向性はこうだとは言えないんですけども、先ほど委員もおっしゃったように、やはり高齢化で、球替え自体も難しくなっている中で、区が例えばまとめて請け負って発注をしたりですとか、そういうところで、どこまで足を踏み込んでいって関与できるかというところを今ちょっとシミュレーションで……

**【委員】**

高齢化したからできないんじゃないなくて、それを普通の人にやらせちゃいけないという発想に変えていかないと。基本的には、いわゆる専門職がやらなくちゃおかしい話だと思います。

高齢化になろうとなるまいと、民有灯なんていうのは、専門の方が取りかえるという設定で物事をやらないと言っているわけです。

**【委員】**

16年度のときの見直し調書でも、民有灯のことで、目的の妥当性のところで「犯罪の増加・凶暴化の傾向に対し、区民の安全・安心を確保するため」と書いてあるんですよね。そうしたら、これは危機管理の問題です。

**【部会長】**

少し見直すというふうなことをおっしゃったので、見直すときにはいろんな理由があったほうがいいわけですから、危機管理という視点も重要だし、高齢化というのも……

**【委員】**

基本的には、道路は安全で安心して通行できるのを道路という大前提があるから、そうすると街路灯に対しても道路の仕事だと僕は思います。その次は防犯というんだけど、基本的には安全に通行できるのを道路と言うんだものね。

**【説明者】**

おっしゃるとおりです。

**【委員】**

だから夜間は暗いと言ったら、それは道路の機能をしない。野っ原と同じになっちゃうから、そういう点では街路灯は当然道路の付属物なんだから。

**【部会長】**

この民有灯の項目だけじゃなくて、今回の補助事業の中で、町会・自治会の役割は何なんだろうというのは、ちょっと自分なりにテーマとしてあるんです。

民有灯は当然、町会・自治会だということで今まで来たわけですが、本当にそういうことでもいいんだろうかという意見には僕も同意する部分があるから、他の事業も含めて、町会・自治会は一体何のためにあるのか、何をこれからやって欲しいのかというのは、別な視点

もあるので、ぜひ課長も言われたように、民有灯の維持管理のあり方というのをご検討いただきたいと。

**【説明者】**

町会・自治会の役割というのは、私どもからすると期待しているところが大きくて、仮に例えば100%区がやったとしても、町会・自治会さんが間に入ってくれないと、例えば権原の問題で、何でうちの民有灯を、私道に区が入ってきて球を取り替えるんだという、そういう問題が必ず起きますので。

**【部会長】**

おっしゃるとおり。だから町会・自治会の中間セクターみたいな役割は、僕はとても大きいと思います。でも、それが維持管理で電球を替える役割かというのはちょっと……

**【委員】**

それはだめだよという話ですよ。

**【部会長】**

こういう機会にきちんとその辺も議論しておきたいと思うんです。

**【委員】**

区の基本的な方針の市民協働のまちづくりということが一方にあるので、そういうことを踏まえた上で、最近の時代の情勢を踏まえた自治会のあり方というようなことになっていくんだろうと思いますね。

**【部会長】**

街路灯、民有灯は極めて重要だから、その視点から町会・自治会を考えたいので、道路課のご意見をぜひ聞きたいと思います。

じゃ、この2つについてはよろしいですか。どうもありがとうございました。

最後に補助事業 57 番「細街路拡幅整備助成」について、ご説明をお願いします。

この部会で細街路はかなり大きなテーマでございまして、去年もやりましたけれども、ご回答いただいていることとは思いますが、簡単に最初にその回答の内容をご説明いただけますでしょうか。

**【説明者】**

3年とも実績の件数が少ない。執行率が低く、目標を下回っている。ただ、それでいて総合評価で効果を発揮しているとした理由はというようなことで質問をいただいております。

私どものほうから回答ですけれども、補助金の執行率は確かに低いということは十分わかっております。ただ、当初の目標は一体何だったかという、細街路の拡幅整備を目標どおり順調にやっていくという目標を立ててございまして、年間で約6km拡幅していくという目標を立てております。

この年間目標の6kmというのは、細街路拡幅整備はなかなか建物の建て替えがないと拡幅が難しい。建物に下がっていただく、あるいはブロック塀を下がっていただくとか、そういう機会がないとできないということがありますので、建物の建て替え工事、これが建築確認申請は



出していただけるということなんですけれども、年間約400件から450件程度あります。大体間口が10mから20mぐらいあるので、そうすると大体毎年6kmというのが目標となりまして、去年はそれに対して95%の進捗で、5.7km幅幅ということになったということでございまして、そういう意味では、目標は一部達成しているということなので、仮に補助としての助成金の金額がこれでも、当初目標は達成できたんじゃないかということはまず1つ、私どもは思っています。

その中で、また、21年度の助成件数は近年のうちで伸びを示したことを評価の対象としました。これは、その前の年がゼロ件だったというようなことがございました。それに対して21年度は6件というようなこともありまして、補助としては、補助金を出さないで成果のあった20年度のほうがいいと言えいいかもしれませんけれども、ただ、補助金もあって、きちんと近隣の皆様のご協力を得ながらやっていくというような趣旨もありますので、補助金も使うことができた21年度はそれなりによかったのかなと思っております。

皆様方の土地を寄付していただいて道路を拡幅する場合、寄付していただいた方に対して10万円の補助をするというようなことになっております。実は21年度は27件の寄付をいただいたんです。その人全員が私どもに寄付をしたので、助成金が出せる体制にはなっていたんですけれども、助成金が欲しいと言って申請をいただいたのは4件だけだったんです。というようなことがありまして、これは、どういう理由があるかというのを調べましたら、マンションとかに分譲するとか、あるいは権利関係をもう整理されているというような段階で、10万円をもらうと、それを分配するのが大変だとか、そういうようなことがあるらしくて、もうそれはいいですよというふうに、もう初めから考えていないというようなことがあるんじゃないかと。そういうふうにおっしゃった方が結構いらっしゃるということもあって、助成金というのは、27件寄付をいただいたんですけれども、4件しかなかったということです。

ただ、助成は、寄付をいただいたところに私どもで10万円払うという以外に、擁壁を下がってくれた人、崖道みたいところで擁壁がある、その人に対しても、擁壁を下がってくれたら、その規模によって、工事費によって払いますよというふうにもなっております。これもある年とない年の差が激しいんですね。

それで、過去の助成金制度を全部見てみました。そうすると、これは14年度からやっているんですけれども、実は最も多く助成金を払ったのが、330万円払った年なんです。それに対して最も少なかったのが20年度のゼロ円だったので、出す年と出さない年の差が激しい。要は寄付をたくさんいただく、あるいは崖地がたくさんあったというときは申請していただくと、私どもは予算の中できちんと払えるんですが、そういうものがなかったという年、あるいは仮にあったとしても申請しなかったというふうになるとゼロ円になってしまうというようなことがあります。

**【部会長】**

それはいつですか。

**【説明者】**

330万円は平成14年度です。

**【委員】**

これが立ち上がった年ですよ。

**【説明者】**

そうです。そういうことがあったので、ある程度余裕を持った予算ということで、今、647万2,000円という予算をいただいているんですけども、当初、平成14年度は770万円でした。全体的に見ると下がってきているところです。現実問題としても、330万円以上はないというようなことをはっきり言えると、そこに合わせて予算取りをしていくこともあるかと思いますが、ちょっとそこら辺が読めていませんので、647万円という予算になっております。

**【部会長】**

わかりました。とりあえずご説明いただいたということで、委員のほうから質問をどうぞ。

**【委員】**

今この14年が330万円というのはいいい例なんですよ。このときには区報にも出て、いろんな冊子も配られて、これがありますから細街路を何とかしましょうというのが区民に浸透したんです。それでお聞きしたいのが、寄付なんですけども、寄付の要件というのはどういうふうなことになっているんですか。

**【説明者】**

狭い道路を広げたときの、広げると私有地を道路にしていくということになるんですけども、そのときに私有地部分を分筆していただいて区に寄付をいただいたとき、そのときに区としては対象として見ているので助成金を支払います。

**【委員】**

それはこれが通ってなくてもいいわけですか。分筆っていうのは4m広げて分筆しないといけないんですか。

**【説明者】**

そうですね。4m道路をつくるのが大目標ですので、片側だから真ん中から2m下がっていただけばいいんですけども、そうするとこのぐらいの幅が仮にできたとすると……

**【委員】**

全員がそれをしなくても、2mを寄付すれば……

**【説明者】**

その方だけで結構です。

今回自分のところが建物を建て替えるので、古い建物を壊してちょっと下がる、残った土地を区に寄付して道路にしていっていいといったときに区は支払います。

**【委員】**

そういうことも私たちは、一生懸命やっている地域なのに知らないんです。それから、道から道で全員が判を押したときには、4m下げなくても区としてこの道をいただきますよという時代もあったんです。4m削るのは嫌ですけども、現状のままで、あとは区が管理して少し

ずつ広げてもらえばいいから、現状のままで全員が判を押したときには、区が区道として無償で引き取ってくれますよという制度が前あったんです。それはなくなったんですか。

【説明者】

まだあります。

【委員】

まだあるんですね。そのときには、分筆費用は自分たちでやりなさいということで、分筆もお金がかかるわけですね。ですから、その部分を区が面倒見て助成とか、半分でもいいですよ、補助金とか、それでやってくれば出しますよというのが……

【説明者】

今は、私道を区道にするときは4mつくらずにやっています。

【委員】

4mはいいんですけど、このままでいいんだけど、今の自分のところの境を確定しなさいと、そういうことですよ。

【説明者】

区道と民地との境界は区のほうで確定しますけれども、民地の境とかはちょっと区のほうでは関与できない部分なので。

【委員】

その部分は測量士さんに計ってもらってというとお金がかかるわけですよ。それでみんな嫌だということもあるわけで、半分でも出してくれればやるわねという人もいるわけです。

道路を区が管理してくれれば、いずれそういうふうになるだろうということで、とても効果があるんですよ。

だけど、それに対してPRをしていただけない。もう一つ、私道整備に対する助成があるんです。水道管や何かのところで道路がごちゃごちゃになったときに、そこを全部区が助成して、これを流してあげますよと言うんだけれども、そういうときに全体の細街路を拡幅させたいという気がないような感じでした。でも、こういうときに、区としては、細街路を危機管理の面からも、救急車も入るようにしたいというのが目的だと思うんです。そうしたら、こういうのをやるときに、そういう10万円ありますよとか、建つときにこういうのがありますよとか、補助金の使い方にしても、分筆費用の半分はあげますよとか、これだけの予算がついているんだしたら、もうちょっと生かし方があるでしょう。

今、全体で細街路は何mあるんですか。。

【説明者】

全体で、区道で約100km、私道で約100kmです。

昨年度私も指摘をいただきましたので、要は建築確認申請を守ってもらって、その都度やるのであれば、毎年6kmしか多分進んでいかないだろうと思われまので、この細街路拡幅というのは、二項道路というものを広げるということは、建築基準法ができたときからもう実は始まっていますので、これは昭和25年から始まっている制度なんです。そこで少しずつ、本

来は広がっていくだろうというようなものが法律の趣旨としてあったわけです。

ところが、なかなかやはり、一たん少し自分で広げても、その後、壁をつくったりとか、塀をつくったりというようなことで、また元のもくあみに戻ったりということがあったりして、なかなか4m拡幅された道路ができないということがあり、平成14年度から、遅ればせながら、新宿区では細街路整備条例をつくって、しっかり4m確保していこう。これから、平成14年度以降やるものに関しては、しっかり空間を確保しようということで進めてきております。

それまでの昭和25年から平成14年度までは、建物を建て替える方の善意というか、その人も義務だから広げてくれるだろうというような思いでやっていたんですけども、それじゃうまくいかないということがわかったので、14年度から条例をつくっているということです。

昭和25年から平成14年度までに建物の建て替えがはいっぱいあるだろうと。少し下がつて自転車置き場になったり、あるいは自動販売機が置かれたりとかいうようなところをどうするかということがあるので、そういうところに関しては、今年からできる範囲で、私どものほうからお邪魔して、広げてくださるように協力をお願いしますということを始めました。

ただ、こちらから行くと、先方にとっては急な話なので、やはりなかなか二つ返事でオーケーをもらえることはなくて、今3件やっていますけれども、未だに最終的にオーケーをもらっていません。やはり建物をまだ建て替える計画がないのに下がるということは、なかなか難しいとか、あるいは……

**【部会長】**

特別な路線とか地区を選んでやっていたらっしゃるんですか。

**【説明者】**

今やっているのは、学校の周囲、まずそこから始めようと思います。学校というのは、非常時に人が集まる路線だということであれば、その周囲をしっかりと、細街路4mを確保しておく必要があるだろうと。救急車も行けるだとか、通常でもそうだと思うんです。ですから、学校の周囲でそうなっているところはちょっとお声がけて広げていきたいということです。

**【委員】**

今、私道整備に対する助成をやろうとしている人に聞きましたら、私道が区に出せるとか、そういう話は何も聞いていないと言うんですね。これをまとめるんだと、判をもらうのに大変な思いをするんですよ。そんな大変な思いをしてまとめたので、こういうところに行って、もっとこういう方法もあります、分筆してこうすればとか、そのときにやらないにしても、もしこれをやるときには、こういうことを覚えておいてくださいねと。それから、またこれをやって建て替えしたらば10万円補助がありますよとか、そういう話をしたら、じゃ出しますという人だって出てくるわけですよ。

**【説明者】**

すべての私道を区道にするわけにはいかないんですけども、例えば認定された区道から認定された区道までで一般の人が通っているような道路とか、条件さえ合致すれば、我々のほうから区道化というような選択肢もありますよというようなご紹介をしています。

**【委員】**

でも、積極的に話に行かない限りは、知らないことはどこにも言えないじゃないですか、区民は知らないわけですから。

**【説明者】**

四、五年前はやっていなかったかもしれないですけども、最近では区道化するに当たっても、なかなか同意をいただけない人もいる中で、私どものほうからも細街路の整備事業のパンフレットとかをお渡しして、いずれ建て替えのときはセットバックしていただくことになるというふうな説明も申し上げて、ご理解いただけるように手助けをしているところです。

去年、私道を区道にしたのは2路線あります。なぜ難しいかという、私道はやはり1本、私道の部分に権利者がいっぱいいるんです。

それと、ちょっと私、言葉が足りなくて誤解を与えたかもしれませんけれども、寄付をいただいて、それで私どものほうの道路にした場合と言ったので、道路にできるということは、もともとの道路が区道のときに広げるといことなので、区道を広げるときに寄付をいただいたときに助成金を払うということでございます。

**【委員】**

区道じゃないとだめなんですね。

**【説明者】**

ええ。もとは私道で、その部分だけをもろうとなると管理ができないんですよ。

**【委員】**

そういう話も細かくこの助成のときにしていただきたいわけです。

もう一つは、目標を6.5kmじゃなくて、もっと増やしていただけたら。

**【説明者】**

実はそう思っているんですが、今年度始めてみて、どういうふうにやったらうまくいくか、まだ模索中です。ある程度私どものほうでそういうやり方がわかって、こういうふうにやればうまく進むということになったときには、しっかり目標を高く持ちます。もう少し待ってください。

**【部会長】**

先ほどの細街路の延長で考えると、むしろこういうことのほうが町会・自治会のご協力をいただくことが多いのかもしれない。1軒ずつ、あなたの家は下がってくださいと言うより、町全体として何かやらなきゃいけないとしたら、街路灯の電球を取り替えるのが町会・自治会の仕事なのか、本当に道のこと、安全のことを考えるのが町会・自治会にお願いしたいことなのかという、そういう関係もあると思うので、昨年計画事業の中で、我々はこの事業はとても重要だし、もっと理想を高くやって欲しいし、もっと現場に入って欲しいと書いているわけで、その動きはもう既に始まったということですから、さらに我々は応援する側として書きたいと思いますので、細街路の話と街路灯の話も絡めながら、少し昨年にも増して応援したいと思います。

**【委員】**

細街路は、やっぱり緊急な目的じゃないですか。細街路に面しているところがまた小さい土地で、その建ぺい率を考えたときに、在来の土地に対しての建ぺい率にするのか、寄付した残りの建ぺい率にするのかというのは建築の指導があるでしょう。

逆に建ぺい率とかそういうのの建築基準でそれに対応するような手当てをすれば、どんどんやっけていくんだろうと思うんですけど。

逆に言えば、こういう細街路に面している個人住宅も、容積率とは言わないけれども建ぺい率とか、そういうもので対応してやらないと進まないじゃないですか。そういうのをやれば、やったほうが得だなというふうにならないと。行政からの働きかけをしていくということはそういうことじゃないですか。

**【部会長】**

建ぺい率、容積率の緩和だけじゃない、いろんなインセンティブがあるから、それは総合的に何か、まさにそれがまちづくりそのものだから、それは検討していただきたいと思います。

**【説明者】**

おっしゃるとおりで、そういう細街路がいっぱいあるところでそういう問題が生じるから、でも狭いままの道路だと危ないから広げなきゃいけないという片方があって、両方満足するには面的に考えてやる必要があるんですよ。道路をしっかりと入れて、空間とかをつくる。そのかわり高い建物を建てるとか。

**【部会長】**

例えば細街路を、この路線は必要だと、あるいは地元もやりたいと言ったら、細街路の沿道のまちづくり協議会とか小さな単位でつくって、そこで徹底的に今みたいな話で何かインセンティブを与えるようなことをやらなかったら、もうこの時代、無理ですよ。引越せというわけじゃないんだから、住み続けることを前提に安全・安心のまちづくりをしていかなければ。

**【説明者】**

共同建て替えとか、そういうふうにはいろんなメニューがあるので。

今の委員のような、そこまでいかないまでも、部分的にできないかということですね。

**【委員】**

そういうことで、よろしく頑張ってください。

**【説明者】**

わかりました。どうもありがとうございました。

**【部会長】**

細街路についてはこの辺にしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、今日のヒアリングはこの辺にしたいと思います。ありがとうございました。

<閉会>